

**令和2年度障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金に係る事前協議案内
(新型コロナウイルス感染症対策のための簡易陰圧装置や換気設備の設置関係)**

この案内は、令和2年度障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策のための簡易陰圧装置や換気設備の設置関係）に係る協議に関するものです。

この整備補助は、国の令和2年度補正予算の国庫補助金を活用して実施予定です。

1 補助概要**(1) 目的**

障害者支援施設等において簡易陰圧装置や換気設備（以下、「陰圧装置等」という。）の整備を行い、新型コロナウイルス感染症の感染リスク及び感染者が発生した場合の感染拡大リスクの低減を図ることにより、感染拡大の防止を図るもの。

(2) 補助対象施設

- ・ 障害者支援施設（公立施設を除く。）
- ・ 短期入所（空床利用型の短期入所を除く。）
- ・ 共同生活援助

(3) 補助要件等**ア 補助対象事業****① 簡易陰圧装置の設置**

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大のリスクを低減するため、居室への陰圧装置の設置に必要な費用について補助するもの

② 換気設備の設置

感染リスクを低減するため、居室ごとに窓がない場合等にも定期的に換気できるように、換気設備の設置に必要な費用について補助するもの

※①、②ともに設置にかかる工事を伴わない簡易的なものは対象外とする。

※現時点において、国から整備補助内容の詳細が示されていないため、その内容によっては補助対象とならない場合がありますので、予めご承知おきください。

イ 補助対象者

(2) の施設を現に運営する法人

(4) 補助金額等

ア 補助金額の算出方法

対象経費 × 3 / 4 (補助率)

また、上限額について、必要に応じて別途協議する。

対 象 経 費	・ 陰圧装置等の設置に必要な工事費（機器の購入費を含む。） ・ 工事事務費 工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費の<u>2.6%に相当する額を限度額</u>とする。 ・ 諸経費
---------	---

イ 補助金の構成

補 助 率	事業者負担率
3 / 4 (内訳：国庫 2 / 3 ・ 市 1 / 3)	1 / 4

(5) 整備年度

令和 3 年度中整備

※本件整備は令和 2 年度補正予算による補助となりますが、翌年度への繰越を前提としたものであることから、施工業者との契約締結及び整備の開始は令和 3 年 4 月 1 日以降に行っていただくことが必要となります。

(6) 財産処分の制限

補助金により整備した設備は、設備の耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受けることなく、補助金の交付目的に反して使用したり、譲渡したりすることはできない。事業所を移転したり廃止したりする場合等には、補助金の返還を求めることがある。

(7) その他

今回の整備補助は、本市の令和 2 年度補正予算の成立及び本市から国に対し国庫協議を行いその内示が得られることを条件とする。

2 補助協議手続

(1) 事前協議書の提出

- ① 提出期限：令和3年1月8日（金）16時必着
- ② 提出方法：郵送又は障害者支援課（名古屋市役所本庁舎1階）へ持参

なお、データがある書類については、すべて電子メールでも送信すること。(a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

③ 提出書類

	必要書類	備 考
1	事前協議書	・ 様式あり。
2	積算調書・積算内訳書	・ 様式あり。
3	工事費見積書（写）	・ 2者以上の見積書を徴し、提出すること。
4	設備のパンフレット等	・ 設置予定の設備の内容がわかるもの。コピー可。
5	工事事務費見積書（写）	・ 該当がある場合のみ
6	建物所有者の承諾書	・ 借家の場合のみ
7	施設の配置図及び施設の経歴（共通別紙1）	・ 配置図については、別添資料を添付することも可。
8	現状の写真	・ 施設全体及び設置場所の現状がわかるもの
9	工事実施前の施設の平面図	・ 現状の平面図
10	整備工事実施後の施設の平面図	・ 陰圧装置等の設置場所がわかる平面図

☞ 提出された協議書に基づき、補助要件等の確認を行い、必要に応じて書類の追加、補正を求めることがある。

(2) 今後の予定

- 令和３年１月上旬 : 国へ協議書提出
)
 (国内示
 市補正予算成立)
- 令和３年３月上旬 : 法人補助金申請、市補助金交付決定
- 令和３年４月１日以降 : 施工業者と契約締結、整備開始
- ～令和４年３月３１日 : 整備完了、実績報告